

軽度者への福祉用具貸与の例外給付について

Q & A

| No | Q | A |
|----|--|--|
| 1 | 申請書は必要ですか。提出書類は何が必要ですか。 | はい。次の書類を提出してください。①軽度者への福祉用具貸与例外給付理由書、②居宅（介護予防）サービス計画書（主治医の名前、所見確認日を明記したもの）の写し、③サービス担当者会議の記録の写し、④医学的所見の確認書類の写し（書面で確認した場合）。 必要に応じて追加の書類をお願いすることがあります。 |
| 2 | 例外給付が認められるか否かの連絡は、口頭ですか、それとも書面ですか。 | 提出いただいた居宅サービス計画書（写）に結果（承認または却下）を記入し、例外給付理由書（写）と併せて返却します。 |
| 3 | 基本調査の結果から例外給付が判断できる場合は、市に連絡をする必要はないのですか。 | はい。基本調査の結果から、例外給付が客観的に判定できる場合は、市への連絡は不要です。その場合も、サービス担当者会議等で十分検討をし、居宅サービス計画を作成してください。 |
| 4 | 車いす及び段差解消機については、基本調査結果以外で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当するか否かを判断するとありますが、判断の基準はありませんか。 | 一律の基準はありません。従って、被保険者の状況によってそれぞれ判断することになりますので、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを通じて判断してください。 |
| 5 | 主治医意見書に貸与の必要性についての記述が必要ですか。 | 医師の所見に基づいていれば、主治医意見書への記述の有無は問いません。意見書への記述がなく、主治医への意見聴取により必要性を確認をした場合は、居宅サービス計画書に主治医の名前と確認日を明記してください。 |
| 6 | 書類の提出は利用月のいつまでにする必要がありますか。 | 保険給付の対象となるのは、書類提出月の初日以降となります。月を遡っての給付は認められません。 |
| 7 | 月を遡っての給付が認められないとありますが、暫定プランで必要なときはどうしたらよいですか。 | 新規申請や区分変更中などは暫定の居宅サービス計画書（利用者の同意を得たもの）の写しを提出し、認定後に正式なプランを提出してください。 |
| 8 | 承認を受けた場合、有効期間はありますか。 | 提出された書類に基づき承認します。例外給付の承認期間は、承認印にある期間を確認してください。計画期間終了後も引き続き例外給付を受けたい場合は、再度手続きをしてください。 |
| 9 | 利用者の身体状況等の変化により承認を受けていた福祉用具を貸与する必要性がなくなった場合の届出はありますか。 | 承認を受けていた福祉用具の貸与が計画期間の途中で終了したときは、届出の必要はありません。 |
| 10 | 主治医とは主治医意見書を書いた医師のことですか。 | 主治医とは、利用者の身体状況を把握している医師のことであり、主治医意見書を書いた医師に限定されません。 |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | <p>電動車いすを借りる場合、サービス担当者会議の記録にどんな項目を記入すればよいですか。</p> | <p>以下を参考にしてください。 ①本人の状況（掴まれば歩ける距離、杖や歩行器の利用有無） ②運転について（認知症の有無、操作方法や交通ルールを理解） ③外出をする目的と頻度</p> |
| 12 | <p>現在、布団で寝起きをしているが、「床からの起き上がりが困難で、立ち上がり時に高さが必要」「手すりがないと起き上がりや寝返りが困難」等の理由により、特殊寝台を借りることはできますか。</p> | <p>この場合、まず最初に一般寝台または手すり（タッチあつぷ等）の利用から検討してください。医学的な所見から一般寝台や手すりとは異なる機能（背上げ機能や足上げ機能等）が必要であると判断される場合に、特殊寝台を検討するという流れになります。</p> |